

令和2年（ワ）第6225号、第31962号、令和3年（ワ）第30042号六
ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中寫哲演 外248名

準備書面 16

2022年12月6日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 河 合 弘 之
ほか

原告秋葉正二の具体的な権利侵害の内容及び本訴訟を提起した経緯は別紙のと
おりである。

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

原告 秋葉正二

私は日本基督教団の牧師です。私の属する日本基督教団は原発廃止を求める声明を既に出しておりますが、私は一人のキリスト者として意見を述べさせていただきます。原子力の専門家ではない私が原発廃止を訴えるのは、原発利用に関して、その判断基準が自分の生き方の規範である信仰上の倫理に関わるからです。

原発について考え始めたきっかけは 30 年前の経験です。1992 年、私は南九州、志布志湾に面した小さな町の牧師をしておりました。そこへ降って湧いたように隣接地串間市に原発の立地推進計画が電力会社から発表されたのです。スリーマイル島やチェルノブイリの過酷事故が既に起こっていたこともあり、心配になった私は親しくしていた同じ町内のお寺のご住職と相談し、お寺と教会を会場に勉強会を始めました。多くの専門家たちがほとんど手弁当で講師として協力してくださり、私は町の人たちと多くのことを学ぶと同時に、電力会社が立地推進に向けてどういう動きをするかをつぶさに見ることができました。

電力会社は豊富な資金力に物を言わせ、大部のカラーポスターを配布し、推進政治家の講演会を催し、小規模漁協に漁業権を放棄させ、近隣道路を舗装し、希望者を川内原発展示館見学に一泊温泉付きのバス旅行で招待し、当該市議会に推進派議員を送り込む等の政治的裏面工作を次々に展開しました。しかし、立地に反対する人々も徐々に増え、近隣市町村の協力関係も構築されて、五年後に電力会社は「白紙に戻す」と表明したのです（数年後、再び立地計画に動き出しましたが、フクシマの事故で鳴りをひそめました）。日本の原発は都市圏から離れた海岸沿いの過疎地に建設されますが、大量の電力を消費するのは大都市です。これは原発を推進する国も電力会社も原発事故の深刻な危険性を認識しているからです。また金の力で危険を過疎地に押し付ける都市住民のエゴイズムでもあります。私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な差別の象徴です。

私の学生時代、原発はエネルギー問題を解決してくれる夢のような装置でした。日本は世界で唯一の被爆国ですから、原子力の利用については慎重に慎重を重ねた上での平和利用ならできると考えた人も多かったのですが、実際は軍事上の核武装を念頭に置いていた政治家が当時からいたことが明らかになっています。今でもそうした政治家は決して少なくないと思います。

そもそも原子炉は核分裂反応装置として、発電ではなく、核燃料から原爆の原料であるプルトニウムを生み出すために開発された軍事技術であることを忘れること

はできません。一度核兵器を手にした国(政治家)は悪魔に心を売るようなもので、それを使うことを視野に入れます。今回のロシアの侵略戦争を見てもそれは明らかです。原発は自然界には存在しなかった人類史上最悪の毒物プルトニウムを生み出します。人類はこの毒物を無毒化する技術を持ちません。おまけに原発は稼働すればするほど核廃棄物を生み出します。この処分問題を最終的に解決した国はまだありませんし、保管方法もないのに何千年にもわたって高レベル放射性廃棄物を安全に子孫に残し続けることができるのでしょうか。

史上最悪といわれるフクシマの事故の最も重要な教訓は、巨大大事故の危険性を原発から取り去る能力が私たちにはないということです。原発に関わる科学技術にまつわる様々な問題は、もはや科学技術の専門家の知識だけで解決できるとは思いません。

私は聖書の神を信じる人間ですが、神への愛は脱原発の倫理につながっていると理解しています。旧約聖書にレビ記という書物がありますが、そこには古代イスラエル人の驚くべき信仰に基づく知恵が記されています。レビ記 19 章 9 節には有名な「落ち穂拾い」の記事があります。これは貧しい人や寄留者のために穀物を収穫する際、収穫後の落ち穂を残しておきなさいという教えです。これに続いて 13 節から 16 節にかけてこうあるのです。『あなたは隣人を虐げてはならない。奪い取ってはならない。……あなたたちは不正な裁判をしてはならない。あなたは弱い者を偏ってかばったり、ちからある者におもねってはならない。同胞を正しく裁きなさい。民の間で中傷をしたり、隣人の生命にかかわる偽証をしてはならない。わたしは主である。』

エネルギー問題や原子力技術の遅滞を理由に原発再稼働をすべきとの意見があることは承知しています。しかし、原発を止めなければ膨大な放射性物質が集中する原発の大事故の危険性を取り去ることはできません。ましてや国策である核燃料サイクル事業においては、高速増殖炉技術は破綻していますし、再処理施設では事故・故障が続いて完成予定は延期、延期の連続です。

私たち原告は、耐震性について日本原燃の想定が合理性を欠くことを、分かりやすい理論で樋口英明元福井地裁裁判長から学ぶことができましたし、キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点が市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は運転の停止、ひいては廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。

以上